



りそな銀行アジアニュース

2023年3月30日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「2022年度の主な外債政策の変更点」

日系企業に影響が大きい2022年度の主な外債政策の変更点は大きく2つあり、1つ目は2022年秋の中国人民銀行及び外債管理局による「クロスボーダー融資マクロプルーデンス調節の係数の調整に関する通知」で、これにより外債限度管理が変更されました。2つ目は2023年2月の国家発展改革委員会による「企業の中長期外債審査登記管理弁法」の実施で、これにより中長期外債管理の厳格化を図りました。

1. マクロプルーデンスモデルに関する外債枠の拡大

「クロスボーダー融資マクロプルーデンス調節の係数の調整に関する通知」(銀発[2022]238号、2022年10月25日公布・実施)によると、クロスボーダー融資(外債)限度額の計算に用いられるマクロプルーデンス調節係数が従来の1から1.25に調整されました。これに伴い、企業の外債限度額は従来の純資産額(直近の監査報告書基準)の2.0倍から2.5倍に拡大されることとなります(2021年1月に係数が引き下げられて以来の再拡大)。

■ 一般企業のクロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算方法は以下の通りです。

《一般企業の場合》

| | | | | | | | |
|------|-----|---|--------|---|------------------|---|-------------------------|
| 純資産額 | 資本金 | × | レバレッジ率 | × | マクロプルーデンス政策因数 | = | 外債枠上限 |
| 純資産 | — | | 2.0 | | (従来)1.0 →1.25 | | (従来)純資産の2倍 →純資産の2.5倍 |

《クロスボーダー融資リスク加重残高計算に関する因数(変更なし)》

| リスク因数 | 区分 | 数値 |
|-----------|-------------|-----|
| 期限リスク転換因数 | 中長期融資(1年超過) | 1 |
| | 短期融資(1年以下) | 1.5 |
| 類別リスク転換因数 | オンバランス融資 | 1 |
| | オフバランス融資 | 1 |
| 為替リスク転換因数 | 外貨建て | 0.5 |

(マクロプルーデンスモデルの外債枠上限及び残高管理の計算例: 純資産額100、借入金200の場合)

- 外債枠上限 $100 \times 2 \times 1.25 = 250$ (上限金額)
- 残高管理
 - RMB・短期: $200 \times 1.5 \times 1 = 300$ (上限超過) > 250
 - RMB・中長期: $200 \times 1.0 \times 1 = 200$ (上限範囲内) < 250
 - 外貨・短期: $200 \times 1.5 \times 1 + 200 \times 0.5 = 400$ (上限超過) > 250
 - 外貨・中長期: $200 \times 1.0 \times 1 + 200 \times 0.5 = 300$ (上限超過) > 250

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2743
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載



りそな銀行アジアニュース

2023年3月30日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

2. 「企業の中長期外債審査登記管理弁法」の実施による厳格化

■ 「企業の中長期外債審査登記管理弁法」(発改委令[2023]56号、2023年2月10日実施)によると、本弁法にて中国国内企業が借り入れる期間1年超の中長期外債の監督及び管理を強化しました。具体的にはオフショア債(海外で発行した社債)を対象にした上で、その手続きを届出登記制から審査登記制へ厳格化を図るというものです。日本企業の現地子会社が対象となる主なポイントは以下の通りです。

(1) 管理上の変更点

① 中長期外債(期間1年超)の管理手法を届出登記制から審査登記制へと厳格化

- ✓ 2015年の通知により外債枠の審査・承認制から届出登記制に緩和されたものの、今回の弁法により審査登記制へと再び厳格化
- ✓ 外資企業の外債(親子ローン)に関しては、投注差方式の場合は登記審査不要で、マクロプルーデンスを採用する場合は原則として登記審査が必要

② 発展改革委員会発行の「(企業外債借用)審査登記証明」が外債関連手続において必須化

- ✓ 弁法では企業が「審査登記証明」をもって外貨登記、口座開設、資金受払と為替、資金使用等の関連手続を行うと規定。「外債借用審査登記証明」がなければ関連部門は関連手続を取り扱わず、金融機関は関連業務を取り扱わない旨を明記

(2) 新規・変更申請の審査期限を明確化

| 弁法上の記述 | 変更点 |
|---|---------------------|
| 審査登記機関は受理日から3ヶ月以内に、規定に適合する登記申請に対し「審査登記証明」を発給する | 新規申請の審査期限を3ヶ月と明確化 |
| 審査登記機関は変更申請を受理した日から20営業日以内に、理由が十分である申請に対し変更承認の書面決定を下さなければならない | 変更申請の審査期限を20営業日と明確化 |

- 審査登記機関が受理するか否かは、いずれもネットワークシステムを通じ企業に告知しなければならず、規定に適合しない登記申請について、登記不可の書面通知を発給し、かつ登記不可の理由説明を明記

(3) 留意点

■ 「審査登記証明」取得が必要であれば十分な時間的余裕を確保

発展改革委員会による登記証明の発給は「受理日から3ヶ月以内」(従来の届出登記制は「受理日から7営業日以内」)であり、企業は十分な時間的余裕を持つ必要があります。なお登記証明の有効期限は従前通り1年間です。

■ 実務上は地域の外貨管理局・銀行での事前確認

但し外資企業の中長期外債(親子ローン)において口座開設などの実務上、「審査登記証明」が必要かどうかは各地域の外貨管理局及び銀行の判断によります。海外から資金調達を検討する際は管轄の外貨管理局などに事前に確認し、実行スケジュールを検討する必要があります。

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2743
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 * 禁無断転載